

2024年度入学料免除・徴収猶予 結果について

入学料免除者・徴収猶予許可者が決定しました。

- 7月26日(金)に、各申請者へ結果をメールで通知しました。
万が一、7月31日(水)までに通知が届かない場合は、学生支援課までお問い合わせください。
 - 一部免除者、非免除者及び徴収猶予不許可者は、結果通知に添付の振込依頼書により、8月9日(金)までに所定の入学料を納入してください。
ただし、一部免除者及び非免除者のうち経済的理由を認定された者は、納入期限までに徴収猶予の申請を行うことができます。詳細は結果通知又は別紙掲示「入学料免除結果の告知を受けてから行う入学料徴収猶予の申請について」を参照してください。
 - 徴収猶予許可者は、9月13日(金)までに所定の入学料を納入してください。
 - 期日までに入学料を納入されない場合は除籍になりますので、納入期限を厳守してください。
- なお、前期授業料免除の結果についても別途通知します。

令和6年7月26日
学 生 支 援 課

入学料免除結果の告知を受けてから行う入学料徴収猶予の申請について

令和6年7月26日
学 生 支 援 課

入学料一部免除者及び非免除者のうち経済的理由を認定された者は、納入期限までに入学料の納入が困難な場合、下記要領により、入学料徴収猶予の申請を行うことができます。申請を希望する者は、期間内に所定の手続きを行ってください。

なお、猶予期限を過ぎても入学料の納入がない場合は、理由にかかわらず除籍となるので、十分注意してください。

記

1. 申請資格

- (1) 2024 年度入学料免除の申請を行い、一部免除された者(2/3、半額、1/3、1/4)
- (2) 2024 年度入学料免除の申請を行い、免除されなかった者のうち、経済的理由を認定された者(結果通知書に徴収猶予の申請の案内が同封されている者)

2. 申請方法

2024 年8月6日(火) 必着で入学料徴収猶予願を提出してください(郵送推奨)。

申請書類については下記 URL より入手してください。

http://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/pdf/2024/nyuumen/ss/R6s_n_yuuyo.pdf

3. 申請期間

結果の告知を受けてから、8月6日(火)まで(必着。期間厳守)。

4. 郵送先

〒186-8601 東京都国立市中 2-1 一橋大学学生支援課入学料徴収猶予申請担当

5. 猶予期限

徴収猶予を許可された場合の猶予期限は、9月13日(金)です。

6. 猶予許可後の入学料納入について

入学料振込依頼書により、所定の入学料を最寄りの銀行等から納入してください。

(※7月 26日付の結果通知に同封した入学料振込依頼書にて納入してください。)

7. 注意事項

- ・住所や連絡先に変更のあった場合は、必ず学生支援課に届け出てください。
- ・入学料徴収猶予の取り扱いは、今回の受付が最後です。
(本年9月13日以降に納入期限を延ばすことはできません。)
- ・猶予期限前後に長期不在となる場合は、必ず早めに納入してください。
- ・猶予期限を過ぎても入学料の納入がない場合は、理由にかかわらず除籍となります。